

タケミナカタ神の諏訪鎮座をめぐつて

工 藤 浩

タケミナカタ神は、「古事記」上巻では建御名方神と表記され、言代主神とともに大國主神の子として登場する。葦原中國の統治権の譲渡を迫る建御雷神に服従の姿勢を示す言代主神とは対照的に、建御雷神に力比べを挑むが、腕を批がれて州羽まで逃れ、大國主神と言代主神に従い國譲りを承諾し、他所には行かないことを誓う結果となる。「古事記」の当該条は、同神の諏訪大社鎮座の起源譚であるが、この神には不明な点が多い。大國主神

を父としてはいるものの、言代主神との長幼も明らかにされず、大國主神の神裔記事からもその名は除外されている。後裔氏族や奉祭氏族などにも一切言及しない「古事記」の記述から、タケミナカタ神の全体像を掴むことはどうていきかない。「先代舊事本紀」には大己貴神の系譜中に、

タケミナカタという神名から検討を加えてみる。神格を示すミニナカタの神名すら一切記されていない点である。

本稿では、タケミナカタがいかなる神格の神として造形され、どのような経緯で「古事記」「先代舊事本紀」の神話と系譜に組み込まれたのかを考えてみたい。

一

タケミナカタといふ神名から検討を加えてみる。神格を示すミニナカタの部分に対して、従来以下に列挙する八通りの解釈がなされている。

- 1 「御」(称名) + 「名」+ 「堅」⁽¹⁾
- 2 「名」(字) + 「方」(畫) + 「富」(長じる)⁽²⁾
- 3 「南の方」の意⁽³⁾

（卷第四「地祇本紀」）
神社

の」とく、母神を高志沼河姫とする独自の記載が見られるが、タケミナカタの活動を伝える神話は全て「古事記」本文からの引用

- 4 「御」(敬語) + 「名方」(阿波國名方郡、筑前國灘縣)⁽⁴⁾
- 5 信濃國の「縣」を開発した神⁽⁵⁾
- 6 「宗像」の転訛⁽⁶⁾

7 遠浅の諏訪湖を表す「水潟」⁽⁷⁾

8 製鉄炉の南側の元山柱⁽⁸⁾

特定の土地と関わらせない三説のうち、字面から解釈した1・2では神格が明瞭とはならず、8のように製鉄に由来する神名とするには根拠がやや乏しい。いっぽう、4・6は四国や九州の土地や神と結びつけ、3・5・7は元来諏訪地方の神であったことを前提とした釈義である。そこで先ず、タケミナカタと諏訪地方との結びつきを見てみたい。

信濃國には四十八座ある式内社のうち、表1に示すように約四割にあたる十八社、十九座の神社はタケミナカタを祭神としている⁽⁹⁾。その内訳は、主祭神に名が記されているもの十四、合祀三、配祀・相殿各一となっている。十四座の中には、複数の神を主祭神とする場合がある。それが大己貴神・事代主神・少彦名神のように、神話上明らかに所縁の深い神である粟狹神社の場合もまだしも、大年神の後に併記される當信神社、天兒屋根命・素戔鳴命・大國主命の後に事代主神とともに書かれる中村神社などは、タケミナカタ神は後から祭神に加えられたものと考えられる。墨坂神社—墨坂神、高社神社—高毛利神、鹽野神社—鹽垂津命のように、社名が由来すると思しき地名を負った神は本来の祭神と考えられ、タケミナカタは後から加えられた神と見做すのが妥当であろう。また、表の主祭神の欄にA・Cを付した八座は、該当する神社が一つには絞りきれない所謂論社であるが(表3も同様)持続紀五年八月廿日条に記載のある「水内等神」にあたると曰される健御名方富彦神別神社を除けば、タケミナカタを祭神としている。

創祀された神社とする判断には至らない。述べたような事柄を見て、はじめから同神との深い結びつきを考え得るのは南方刀美神社二座と健御名方富彦神別神社、英太神社の四座のみに止まるであろう。

そこで

所謂諏訪大社の鎮座の経緯に關わる諸説を見ておきたい。宮地直一氏は、諏訪大社の祭神の神格について、諏訪地方の山靈と、諏訪湖の水靈とが一体化して成立したものと指摘する⁽¹⁰⁾。

前者が守屋山の麓に位置する上社に祀られるタケミナカタ神、後者は諏訪湖に程近い下社のヤサカトメ神と考えられている。上社は本来、原始的なミシャゲチ神の信仰を基盤として成り立つモリヤ神の社として創祀された社だと言われる。「諏訪大明神畫詞」には次のような記述がある。

藤島ノ明神ト申ハ、尊神垂迹ノ昔、洩矢ノ惡賊神居ヲサマタケントセシ時、洩矢ハ鐵輪ヲ持シテアラソビ、明神ハ藤ノ枝ヲトリテ是ヲ伏シ給フ。ツイニ邪輪ヲ降シテ正法ヲ興ス。明神誓ヲ發テ、藤枝ヲナケ給シカハ、則根ヲサシテ枝葉ヲサカヘ、花藥アサヤカニシテ、戰場ノシルシヲ萬代ニ殘ス。藤島ノ明神ト號スル、此ユエナリ。
(祭第五 夏下)

在地のモリヤ神が藤島ノ明神によつて武力制圧された内容であるが、この藤島ノ明神はタケミナカタを指している。「諏訪大明神畫詞」は、延文元年(一二五六)諏訪大社の執行法眼であつた円忠の著である。中世の在地伝承においても、上社の祭神としてのタケミナカタは、「古事記」の所伝と同様に外来神として描かれている。六國史を見ると、「日本書紀」では「須波之神」と表記

郡名	神社名	主祭神	配祀・合殿・相殿等
諏方	南方刀美神社	(上社) 建御名方神	(上社前宮) 八坂刀賣神
水内	當信神社	大年神、健御名方命	(下社春宮) 建御名方神、八坂刀賣神
	日置神社	A 彥火々出見尊、菅原道真	(合) 健御名方命、八坂斗賣命、大己貴命、菅原道真、倉稻魂命
	小川神社	B 天櫛玉命、天櫛耳命	(配) 建御名方命、彦神別命
		A 健御名方命	(相) 大己貴命、事代主命
		B 健御名方命	(合) 事代主命
守田神社	C 日本武尊、譽田別命	(配) 素盞嗚尊、菅原道真、蛭兒命、建御名方命、天照大神、伊弉冊命、武大豐	
	A 守達神	稻命、火產靈命、市杵島姬命、木花耶姫命、天夷鳥命	
	B 譽田別命	(左) 大碓命、久延毘古神、事代主神	
	C 大碓命、大己貴命、大山咋命	(右) 建御名方神、譽田別尊、素盞嗚尊	
健御名方富彥	A 健御名方富命	(合) 建御名方命	
神別神社	B 彥神別命	(相) 健御名方命、八坂刀賣命、神八井耳命	
墨坂神社	C 健御名方富命、底津女命、知奴命、沙南豆良姬命、麻發命、八須良雄命、武彦根命		
B 墨坂大神	A 墨坂大神、帶中津日子尊、氣長足姫尊、品陀和氣尊	(合) 建御名方命	

され、タケミナカタの神名は『續日本後紀』承和九年（八四二）五月「南方刀美神社」同九月「健御名方富命前八坂刀賣神」以前には見られない⁽¹²⁾。これらの文献資料は、タケミナカタ神は土着性に乏しく、諏訪の祭神として根付くのは九世紀半ば以降であることを示していよう。

高井		小内神社		埴科		高社神社		栗狹神社		坂城神社		健御名方命、高毛利神		C 健御名方命		B 應神天皇、大氣津姫命、大日靈命		A 可美摩遲命、健南方刀美命、埴安命	
佐久	小縣	英太神社	鹽野神社	中村神社	玉依比賣命神社	祝神社	生魂命	B 素戔嗚尊、大己貴尊、少彥名尊	A 鹽垂津命、素戔嗚命、健御名方命	天兒屋根命、素戔嗚命、大國主命、事代主命、建御名方神	玉依比賣命、天照大御神、建御名方神	天兒屋根命、素戔嗚命、大國主命、事代主命、建御名方神	玉依比賣命、天照大御神、豐受姬命、晉原船	（相）建速須佐之男命	（相）建御名方富命、八坂斗賣命	（合）大山祇命、伊邪奈美命、天照大御神、豐受姬命、武甕槌命、市杵島姫命、大山祇命、建御名方命、大霧和氣尊、晉原道眞、菊理姫命	（合）大山祇命、伊邪奈美命、天照大御神、豐受姬命、武甕槌命、市杵島姫命、大山祇命、建御名方命、大霧和氣尊、晉原道眞、菊理姫命	（合）大山祇命、伊邪奈美命、天照大御神、豐受姬命、武甕槌命、市杵島姫命、大山祇命、建御名方命、大霧和氣尊、晉原道眞、菊理姫命	

いっぽう、下社の祭神のヤサカトメは、この『續日本後紀』承和九年九月の記事が初出で『日本三代實錄』貞觀九年三月には「八坂刀自命」とある。ヤサカは、記傳以来地名の「八坂」、若しくは「彌榮」の意、トメは女神を表す語で、上社に祀られるようになつた神の妻としての女神と見られてきた。⁽¹³⁾ ところで、タケ

ミナカタの名は、【古事記】「先代舊事本紀」卷三「地神本紀」が建御名方神の表記を採るのに対し、六國史をはじめとして南方刀美神（續日本後紀、延喜式）御名方富命神（文德天皇實錄）健御名方富命（續日本後紀・文德天皇實錄）建御名方富命神（日本三代實錄）の如く、ミナカタの後にトメの音転と思われるトミの語が付されたようになる。恐らくはタケミナカタ・ヤサカトメの両神名が諏訪の地に充分根付いていなかつたために生じた混乱と考えるべきだろう。表一に示したように、諏訪大社の社殿配置とおののの祭神とが複雑な様相を呈しているのも、そうした経緯によると考えられる。

二

前節で述べたように、タケミナカタ神が諏訪地方にとつて外来

出雲		郡名	神社名	主祭神	配祀	合祀・合祭
鳩根	久良彌神社	關於加美神 速都武自別神	(配)	宇迦之御魂神 都留支日子神、素盞嗚命、建御名方命		
生馬神社	八尋鉢長依日古命	(合祭)	高御產靈神、神皇產靈神			
出雲神社	八束水臣津野命・武御名方命	(合祀)	大己貴尊、兒屋根命、建御名方命、應神天皇			
鳥屋神社	事代主命、大己貴命、健御名方命、少彦名命・八十神					
波知神社	大年神・倉稻御魂命・武御名方命					
天津彦々火瓊々杵尊	(配) 大年神、建御名方命、天忍日命、大己貴命、伊弉諾尊、伊弉冉尊、蛭兒命					

神であるとすれば、この神名の由来はどこに求められるだろうか。神名が由来するとされる筑前國灘縣には仲哀紀八年一月に檣日宮が置かれた記述があるが、タケミナカタ神との関係は確認できない。阿波國名方郡を見ると、確かにタケミナカタを祀る式内社の多祇御奈刀美神社がある。⁽¹⁴⁾ この神が当地に祀られるのには、越國阿闍氏の関与が指摘されるが、詳細は未詳である。ムナカタからミナカタへの転訛とする説も、この神が宗像の地名を負うべき必然性の説明がつかず無理がある。【古事記】でこの神がタケミカヅチ神に追われて逃れたとされる出雲と、【先代舊事本紀】に母神の所在が示される越から検討してみる必要がある。

出雲國の式内社一八七座のうち、この神は表2に示す六社に祀られている。島根郡の二社は配祀・合祀各一であるのに対し、出雲郡では天都彦々火瓊々杵尊に配祀される波知神社を除く三社で

表 3

郡名	顎城	神社名	主祭神	配祀・合祀
蒲原	三鷗	古志	奴奈川神社	A 奴奈川姫命、八千矛命 B 奴奈川姫命、伊佐奈伎命、大日靈命、八千矛命 C 奴奈川姫命、大日靈命、八千矛命
中山神社	櫻田神社	小丹生神社	居多神社	大國主命、奴奈川姫命、建御名方命、事代主命
B 國常立尊、健御名方命、木花咲姫命	A 大名牟遲命、大山咋命	A 太田命	佐多神社	A 建速須佐之男命、伊邪那岐命 B 建御名方神、須佐男尊、大山咋命 C 建御名方神、須佐男命、大山咋命
	B 調倉神、倉稻魂命、譽田別尊	B 波多武日子命、天美明命、須依之男命	斐太神社	建御名方神、事代主命、大己貴命、素佐能男 命、稻田比賣命
		A 金山彦命	江野神社	大國主命（八千矛神）、矢代大神（積羽八重） 言代主神、諏訪大神（建御名方神）
		B 天穗日命		(合祀) 建南命、素戔嗚命、大物主命
		A 津之大神		(合祀) 健御名方命、大山祇命 (配祀) 物部稚櫻命、健御名方命
		(合祀) 誓訪社、石動社、十二神社、立意思神社		(合祀) 水速女命、素戔嗚尊、大山咋命、木花咲耶命

主祭神とされている。これだけでは數自体が少なく、タケミナカタ神の出雲國との結びつきを窺い知ることはできない。

そこで越の國を見ると越後國頸城郡には、たしかに奴奈川姫命を主祭神とする式内社奴奈川神社があり、郡内には表3のようにタケミナカタを祭神に加えた式内社が四坐存在している。【出雲國風土記】にも、

所^レ造^ニ天下^ニ大神命 娶^ニ高志國坐神 意支都久辰爲命子 偲
都久辰爲命子 奴奈宜波比賣命^レ而令^レ產神 御穗須美命
是神坐矣 故云^ニ美保^一 (鷲根郡美保郷)

のようすに、オホナモチのヌナカハヒメ求婚で産まれた子神の出雲鎮座の記述がある。

【先代舊事本紀】卷五「天孫本紀」には、独自の内容を多く含んだニギハヤヒ系譜が置かれている。この系譜の主眼は、物部氏の祖ニギハヤヒ直系の神々が、石上神宮でフツノミタマを奉祭し、兒ウマシマヂ系の子孫が同じく石上神宮で鎮魂祭を継承すべき点を示すことに置かれている。例えば、記・紀の神武天皇条に系譜的位置づけを欠きながら登場し、イハレビコの正氣を取り戻す手柄のあった高倉下を物部系の人物として取り込むなど、物部氏の称揚を目的に、記・紀に後から手を加えて整備された系譜と目される。これに対して、卷四「地祇本紀」の系譜には、スサノヲ・オホナムチの神裔と物部氏との結びつきは一切示されておらず、編纂者がこのような作為をすべき積極的動機は見出しづらい。それだけに、何らかの根拠を持つ古い系譜である可能性を考える余地も生じてくる。

三

この系譜が【先代舊事本紀】に書かれた理由は、いつたいどこにあるのだろうか。卷四「地祇本紀」を見ると、前半はスサノヲのウケヒに始まりオホナムチの根國訪問に至る部分が充てられている。天石屋戸条は既に卷二「神祇本紀」に記載があるため除かれしており、所謂出雲神話の部分のみが記されている。国作りの後にスカナビコナの鎮座と絡めて所謂三輪山伝承を置くが、その発端としてオホナムチが天羽車大驚に乗つて茅渟縣に降り、大陶祇の女活玉依姫を娶るという短文ながら独自の記事のある点が注目される。

後半部分には、スサノヲの十一世孫までの系譜と、大年神の子の名が示されている。葛木一言主神、味鉢高彦根神、高照光姫大神命など、葛城地方の神々の名が多く見られる特徴がある。⁽¹⁷⁾この系譜には、葛城の神々をスサノヲの血を引く出雲系のそれとして定位する意図が認められる。葛城地方は、周知のように大和盆地の西部に位置し、大和の六つの御縣が置かれた地方である。⁽¹⁸⁾縣の設置時期は、三世紀中葉から七世紀⁽¹⁹⁾まで諸説に幅があり、所在地も地域によるばらつきが存している。そのため一律に論じることはできないが、縣とは概ね朝廷による地方支配を目的に、國の下部組織として置かれた行政区画と考えられている。原島札⁽²⁰⁾二氏は、縣の所在地に物部氏の勢力が及んでいることから、五世紀までに有力化した物部氏が媒介となつて縣が設置されたとする見解を示している。六つの御縣の一である葛城縣の設置にも、衰

退した葛城氏勢力に代わり台頭した物部氏の関与が指摘されている。⁽²¹⁾ 郡内の式内社を見ると、たしかに縣に由来すると思しき葛木御縣神社と、物部勢力の存在を窺わせる豊布都魂神を大國魂神とともに祀る葛木二上神社がある。

いっぽう畿外の縣の場合は、五・六世紀に王権に反抗し敗れた伝承を持つ氏族が多いと言われる。出雲國の縣は、縣神社のある出雲郡に存在したと考えられる。⁽²²⁾ 縣神社は現在和加布都努志神社・印波神社などとともに同じ出雲郡の式内社美談神社の境内に合祀されている。「延喜式」神名帳では、縣神社の次に「同和加布都努志神社」と記されており、出雲縣の設置にも大和國葛城郡と同様に物部氏が関わった事情が窺い知られる。⁽²³⁾

これに対して、越の國の場合は聊か事情が異なっている。縣の存在は、奴奈川神社が鎮座する頸城郡に限らず、越後國の内部には全く確認できず、史料には距離の離れた越前國坂井郡のものしか現れないからである。

「古代舊事本紀」卷四は、スサノヲ・オホナムチの事跡を先ず記した後で、これに連なる神々の系譜を付すという構成になつている。出雲系の神々は、國つ神として代表的かつ典型的な存在であり、「地祇本紀」はその巻名が示すとおり國つ神の出自來歴を明らかにする目的で置かれたものと考えられる。出雲系の神々と物部氏との関係は一見するとそれほど密であるように思われないが、縣の設置を通して両者間には浅からぬ関係があつたのであろう。大和國山邊郡の石上神宮境内には、攝社として出雲建雄神社が祀られている。三輪山伝承の舞台が茅渟縣とされている点も

含めて、この巻の独自記事は、縣に対する強い関心で貫かれていることを確認しておきたい。当該系譜にタケミナカタ神が組み込まれている点については、別の角度から検討する必要があろう。

四

「古事記」の所伝では、出雲の國譲りはアマテラスの指令により派遣されたタケミカヅチによりなされるが、「日本書紀」本文では司令神はタカミムスピ、派遣されるタケミカヅチもフツヌシに配える形が採られている。神話形成的段階で、司令神がタカミムスピからアマテラスへ、派遣神は物部氏系のフツヌシから中臣氏系のタケミカヅチへと変化したことが指摘されている。記・紀神話には、おのおのの主題と構想に基づいて編纂者の手で作られた部分もあり、とりわけ「古事記」神話の場合はその傾向が顯著であるため、成立事情は史実の反映から説明できないことが多い。だが、こと出雲の國譲り神話の原形に関して言えば、物部氏による出雲地方平定の史実が反映されていると認めてよいようと思われる。⁽²⁴⁾ この場合、もとになつた史実とは、物部氏による出雲縣の設置に他ならず、それがフツヌシの出雲平定という形で神話化されていたのである。

ここで神名の問題に立ち返ると、タケミナカタはタケミカヅチと対応関係を窺わせるような似通つた語構成の神名であることに改めて気づく。タケミカヅチは、
〔建〕(勇猛な) + 「御」(称字) + 「雷」⁽²⁵⁾
の如く解釈されており、剣神・雷神の属性を有する神名と見做さ

れているが、神名として重要なのは言うまでもなく末尾の「雷」の部分である。タケミナカタの神名も同様に、

〔建〕(勇猛な) + 「御」(称字) + ナカタ
作為を行つた人物を鹿嶋の神威発揚を目論む中臣氏、乃至は太安萬侶⁽³³⁾とするなど、諸説紛々たる状況である。

となる。そうした場合に、神の属性を表すナカタは「縣」の音転とするのが最も自然な解釈であろうから、この神は物部氏が設置した縣に関わる神だと考えられるのではないか。出雲縣の設置者は、見てきたような事情からフツヌシとして神話化されたと考えられ、そうであればこそ和加布都努志神社といふフツヌシの子神と思しき神名の神社が縣神社に隣接して存在するのである。当地では、フツヌシやワカフツヌシは普通名詞的に「御縣の神」と呼ばれ、それが音転してミナカタノカミと通称されていたことが想定できるだろう。

五

前節では、国譲り神話の原形は物部氏が出雲縣設置に関与した史実に基づいて作られタケミナカタの神名もそのことに由来していると述べた。次に、この神の記事が「古事記」にあって「日本書紀」にない理由を検討してゆく。

タケミナカタ神が諏訪に逃れるという「古事記」の筋書きについても、史実の反映と見るか、作為と見えるかで、諸氏の見解が真っ向から対立している。前者の中でも、史実の内容については諏訪地方のタケミナカタを祖とする対抗勢力の存在、「出雲に於けるが如く、信濃に於ても皇祖側、國土奉還が行はれ」たこと、

出雲・信濃両国間の交通状況など差異があり、後者の立場の論は

國譲り条にタケミナカタ神を登場させ、タケミカヅチとの力比べに惨敗して、諏訪の地へ逃れ鎮座するという筋書きが仕立てられたのは「古事記」の編纂時であったと考える。その理由の一つは、このような話柄が「古事記」上巻の構想に合致しているからである。王權にとつての信濃國がどのような存在であったかは、次の「古事記」景行条の記事から窺い知ることができる。

自其國越科野國、乃言向科野之坂神而還來尾張

國」、入坐先日所期美夜受比賣之許。

【日本書紀】では、更にそのことがはつきりする。

於是、日本武尊曰、「蝦夷凶首、咸伏其辜」。唯信濃國・越國、頗未從化。」（中略）則日本武尊、進入信濃。是國也、山高谷幽、翠嶺萬重。人倚杖而難升。巖峻壁絶、長峯數千、馬頓轡而不進。然日本武尊、披烟凌霧、遙徑大山。既達于峯、而飢之。食於山中。山神令苦王、以化白鹿立於王前。王異之、以一箇蒜彈白鹿。則中眼而殺之。爰王忽失道、不知所出。時白狗自來、有導王之狀。隨狗而行之、得出信濃。

（景行四十年）

夏五月、有蠅聚集。其凝界十丈之。浮癩以越信濃坂。鳴音如雷。則東至上野國而自散。

（推古三十五年）

科野國言、蠅群向西、飛踰巨坂。大十圍許。高至蒼天。或知救郡敗績之怪。

（齊明天六年）

景行條の信濃には、土地の神が白鹿に化してヤマトタケルに抵抗するさまが描かれ、推古・齊明条では、凶兆としての蠅の群が坂を越えて向かう先とされている。何れの記事も、王権にとつては好ましくない未開の地のイメージを読む者に強く感じさせる。それはとりもなおさず、後にミシャゲチ神・モリヤ神と呼ばれるよう、素性の知れない神々の蟠居する諏訪の地が存する国であるからに他ならない。出雲の平定に加えて、國譲りの要求を受け入れた大國主神の子として、出自の知れたタケミナカタ神を諏訪の地に鎮座させることで、信濃國も王権の配下に組み入れられることになる。それは同時に、天孫の治めるべき地上世界の東限が画

定されたことをも意味している。

【古事記】がタケミカヅチを重視する構想を持つ理由は、そこに中臣氏の意向が反映されているためと考えられる。【古事記】は【日本書紀】に比して、物部氏系の記事を排除する傾向が顕著だとも指摘される。⁽³⁶⁾述作者は、本来平定者であったフツヌシを出雲から追放することで、國譲り神話から物部氏の影を払拭したのではないか。具体的には、フツヌシの別称であつたミナカタノカミにタケを冠して、タケミカヅチと対応する神名とし、その名を負つた神を大國主神の子と位置付けた上で、タケミカヅチとの力比べに敗れ諏訪に幽閉する筋書きを案出したものと見られる。

以上のことから、タケミナカタに関する神話の内容は勿論のこと、その神名についても中臣氏の意向を汲んだ【古事記】編纂者の作爲と考えられる。持統五年紀八月廿三日条の記事には、

辛酉、遣使者祭龍田風神、信濃須波・水内等神。

と書かれており、【日本書紀】にタケミカヅチの名が明記されていないのは、まだ持統朝では諏訪の祭神がタケミナカタであることが定着してはいなかつたためであろう。諏訪大社の社名の混乱に表れるように、諏訪の地に於いてさえ顯著なタケミナカタ神の存在感の稀薄さ、更には六國史にその名が登場する時期の遅れといった現象も、述べたような経緯によるのであろう。

残された疑問として、タケミナカタ神をヌナカハヒメの子とす
る記述が【地祇本紀】の系譜に見られる理由と【出雲國風土記】

嶋根郡の御穂須須美命誕生記事との関係を考えなければならぬ。当該系譜を古いものと見るか、「先代舊事本紀」の作為とは何の判断も、諸氏の見解は全く一致してはいない。価値を認めてもオホナムチのヌカカハヒメ求婚譚の後日談が越で作られ出雲に波及し、更に出雲人が諏訪に伝えたと見る説⁽³⁷⁾、奴奈川神社の鎮座地である越後國頸城郡が、出雲から海路を通り諏訪へ入る経由地にあることから、当該系譜の成り立ちを考える説などがある。

当該系譜において、オホナムチの血統に連なる神々の多くの鎮座地が葛城とされていることは既に確認した。味鉢高彦神の高鴨社、葛木一言主神の葛上郡（この神だけ鎮座する一言主神社の名を明記していない）、下照姫の雲樹社、高照光姫大神の御歳神社が該当する。注目されるのは、タケミナカタの諏訪神社をはじめとして、大三輪神社（大己貴神）、宗像奥津宮（瀛津嶋姫命）、同中津宮（市杵嶋姫命）、同邊津宮（湍津姫命）、高市社・飛鳥社（事代主神）のように、葛城地方以外の神社にも言及されていることである。

「先代舊事本紀」には、当該巻と卷第五「天孫本紀」のそれに

加えて、卷一「神代本紀」卷六「皇孫本紀」の四箇所に神々の系

譜が掲げられている。後の二者には、天譲日天狹霧、國禪日國狹霧尊、天八下尊、天三降尊など独特な神が織り交ぜられている点は注目してよいが、別天神と神代七代ほかの神々が重複して羅列されている。こうした杜撰な面はさておき、「先代舊事本紀」の編者には、神々の出自を分類して独自の神統譜を編もうとする強い姿勢が感じられる。編者にとって「天孫本紀」のそれは、天降つた物部氏の祖ニギハヤヒの直系・傍系の子孫と石上神宮について

記した最も重要な系譜であった点に異論はなかろう。別稿で論じたように、この系譜は記・紀の記述をもとに「先代舊事本紀」編纂時に新たに作られたものと考えられる。「地祇本紀」の系図も同様に編者の作為だとすれば、その目的を明らかにする必要がある。

述べたように「地祇本紀」の系譜は、國つ神を祀る神社の起源をオホナムチとの関係の中で位置付けているのであるが、その意図は石上神宮の称揚にあるものと見られる。「先代舊事本紀」では石上神宮を、フソノミタマを祭神として祀り、天孫としてのニギハヤヒの子孫がアマテラスから下賜された瑞寶十種による鎮魂を伝える物部氏所縁の神社として別格に扱っている。問題の系譜の存在によって、そうした石上神宮の由緒の優位性はいやが上にも際立たされることになる。この系譜中のタケミナカタの定位も、確実な資料に基づくものではなく、「古事記」と「出雲國風土記」の記事を恣意的に結び付けただけのものであることは、もはや論を俟たないであろう。

「古事記」の享受が本格化するのは江戸期に入つてからのことであり、それ以前は「先代舊事本紀」が「日本書紀」について一般的な文献であつたと言われる。その結果「地祇本紀」の系譜は「先代舊事本紀」編者の意図するところを越え、神祇信仰の体系化に寄与するところとなつた。タケミナカタ神名の定着には、「古事記」よりも、その引用から成った「先代舊事本紀」の果たした役割の方がはるかに大きかつたと見るべきである。信濃國の式内社十九坐でタケミナカタが祀られる点はもとより、越後國に

於いてもこの神を祀る式内社が十坐を数えることにも、その一端は表れていよう。

- (1) 本居宣長「古事記傳」十四之卷「本居宣長全集」第十卷一〇四頁
(2) 鈴木重胤「日本書紀傳」二十九之卷七二二五一页
(3) 勝田正履氏「洲羽事跡考」(諏訪資料叢書卷二) 四〇頁
(4) 太田充氏「諏訪神社誌」八一四頁
(5) 山田鑑氏「諏訪大明神」(信濃郷土叢書第一編) 一九頁
(6) 松岡靜雄氏「日本古語大辞典」語説七八一頁
(7) 西郷信綱氏「古事記注釈」第一卷二〇三二〇四頁。なお神野志
隆光氏・山口佳紀氏「古事記」(新編日本古典全集)はミ(水)+
ナ(の)十カタ(方)とする。
(8) 西宮民氏「古事記」(日本古典集成)三九一頁
(9) 式内社調査会編「式内社調査報告」第十三卷東山道2による
(10) 宮地直一氏「諏訪神社の研究」上(宮地直一論集)二三一頁
(11) 三輪磐根氏「諏訪大社」大和岩雄氏「信濃古代史考」など
(12) 宮地直一氏「諏訪神社の研究」下(宮地直一論集2)二二頁
(13) 註(12)前掲書二〇二二頁
(14) 式内社調査会編「式内社調査報告」第二十三卷南海道三〇八頁
(15) 式内社調査会編「式内社調査報告」第二十卷山陰道3による
(16) 抽稿「記・紀神話と鎮魂祭」(国文学研究)第二二八集)
(17) 上田正昭氏・鎌田純一氏「日本の神々」「先代旧事本紀」の復
權一四二頁
(18) 上田正昭氏「日本古代國家成立史の研究」一三〇一三二頁
(19) 井上貞貞氏「日本古代國家の研究」三七四三七九頁
(20) 原島札二氏「日本古代王權の形成」六二七七頁
(21) 註(20)前掲書六四頁
(22) 註(20)前掲書七一頁
(23) 註(15)前掲書四八五四八七頁
- (24) 「出雲國大稅販給歷年帳」(寧樂遺文)上一九八三〇七頁
(25) 三室和朗氏「國譲り神話(一)」「記紀神話の成立」所収
(26) 松前健氏「國譲り神話の形成」(日本神話の形成)所収など
(27) 中島悦次氏「古事記評釋」五五頁。なお吉井巖氏は「堯」+
「つ」(助詞)、「靈」と解釈し「タケミカヅチノ神」「天皇の系
譜と神話」所収、本居宣長は「雷」「堯」をいすれも「嚴(い
か)」の借字とする(註(1)前掲書卷之九同全集第一卷二二
九二三〇頁)。
(28) 津田左右吉氏「日本古典の研究」上(津田左右吉全集第一卷五〇
七頁)但し「日本古典の研究」下において、作為の契機を「諏訪地
方に何らかの事件があり、それに刺戟されて構想せられたものらし
く思はれる」(同全集第二卷四二一頁)と述べる。
(29) 松村武雄氏「敗れたる司靈者の運命」(民族學論考)所収四一
二頁
(30) 高階成章氏「古事記に於ける建御名方神の再検討」(信濃)第四
卷第一一號九頁
(31) 辻春緒氏「日本建國神話之研究」
(32) 註(4)前掲書四八頁
(33) 高木敏雄氏「増訂日本神話伝説の研究」一二一頁
(34) 抽稿「イハレピコの熊野平定と物部氏」(菅野雅雄「古事記日本
書紀論究」)一四九一五〇頁
(35) 松本直樹氏「天下の構造と意味」(古事記神話論)所収一五八頁
(36) 松田章一氏「古事記における物部伝承の考察」(金沢大學法文學
部論集)文学篇一〇など
(37) 註(10)前掲書一〇七一〇八頁
(38) 註(17)前掲書一四一四二頁
(39) 註(16)前掲論文

※ 本稿に引用した「古事記」「日本書紀」の本文は日本古典文學大系
に、「先代舊事本紀」「諏訪大明神畫詞」のそれは神道大系にそれぞ
れ換つた。